

広島県告示第六百三十六号

平成八年広島県告示第六百九十四号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく知事が定める金額）の一部を次のように改正する。

令和元年九月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(略)	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
	<p>一 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>二 一の月に親族又はこれに準じる者による介護を受けた日があるとき（べき事由が生じた月にあっては、その月に介護に要する費用として支出された額）</p>	<p>一 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>二 一の月に親族又はこれに準じる者による介護を受けた日があるとき（べき事由が生じた月にあっては、その月に介護に要する費用として支出された額）</p>	<p>その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十六万五千五百十円を超えるときは、十六万五千五百十円）</p>
(略)	常時介護を要する状態	常時介護を要する状態	金額
	<p>一 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>二 一の月に親族又はこれに準じる者による介護を受けた日があるとき（べき事由が生じた月にあっては、その月に介護に要する費用として支出された額）</p>	<p>一 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>二 一の月に親族又はこれに準じる者による介護を受けた日があるとき（べき事由が生じた月にあっては、その月に介護に要する費用として支出された額）</p>	<p>その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が八万二千五百八十円を超えるときは、八万二千五百八十円）</p>
随時介護を要する状態		随時介護を要する状態	
<p>一 一の月に親族又はこれに準じる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用として支出された額が七万七千九十円以下であるときに限る。）</p> <p>二 一の月に親族又はこれに準じる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用として支出された額が七万七千九十円以下であるときに限る。）</p>	<p>一 一の月に親族又はこれに準じる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用として支出された額が五万七千九十円以下であるときに限る。）</p> <p>二 一の月に親族又はこれに準じる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用として支出された額が五万七千九十円以下であるときに限る。）</p>	<p>その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が八万二千五百八十円を超えるときは、八万二千五百八十円）</p>	<p>その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が五万二千六百五十円を超えるときは、五万二千六百五十円）</p>

	する費用を支出し介護に要する費用として支出さ がある場合にあつた額) ては、当該介護に 要する費用として 支出された額が三 万五千四百円以下 であるときに限る。	
	する費用を支出し介護に要する費用として支出さ がある場合にあつた額) ては、当該介護に 要する費用として 支出された額が二 万八千六百円以下 であるときに限る。	

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成三十一年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。